

その他の福祉

1 公衆浴場補助

区民が公衆浴場を利用する機会の確保と公衆浴場経営の安定と確保を図るため、「公衆浴場確保のための特別措置法」に基づき浴場需要対策の補助を実施しています。

○ 湯遊入浴デー（平成 18 年度より）

区内実施浴場では、毎月第 2・第 4 土曜日を湯遊入浴デーとして、また、9 月の第 4 土曜日を敬老の湯、1 月の第 2 土曜日を初春の湯として、午後 4 時～11 時まで、区民を対象に入浴料 100 円（小学生以下は無料）で開放しており、それに対して補助を実施しています。

入浴者数 (延)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	38,300 人	33,198 人	2,267 人	0 人	18,840 人

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため事業を中止し、令和 4 年度に再開しました。

(生活衛生課管理計画係)

2 災害弔慰金等の支給等

(事業開始 昭和 49 年度)

(1) 災害弔慰金の支給

1 つの区市町村の区域内において 5 世帯以上の住居が滅失した災害等により、主たる生計維持者が死亡した場合 500 万円、その他の者が死亡したときは 250 万円を支給します。

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給の対象となる障害

災害弔慰金の支給等に関する法律第 8 条別表に掲げる程度の障害

イ 見舞金の額

主たる生計維持者の場合に 250 万円、その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金の貸し付け

区内又は都内において災害救助法が適用される災害で被害を受け、所得の合計額が下記の額以下の世帯に、被害の種類、程度に応じて以下の限度額の範囲で貸し付けします。

<災害援護資金の限度額等>

1 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合	貸付限度額	貸付限度額 (特別資金)
ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円	
ウ 住居が半壊した場合	270万円	
エ 住居が全壊した場合	350万円	
2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合		
ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	
イ 住居が半壊した場合	170万円	
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円	
エ 住居の全体が滅失した場合	350万円	

※ 1のウ又は2のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとします。

<所得限度額>

世帯数	世帯全員の所得の合算額
1人	2,200,000円以下
2人	4,300,000円以下
3人	6,200,000円以下
4人	7,300,000円以下
以降1人当り	300,000円を加算
住居が滅失した場合	12,700,000円以下

(福祉政策課地域福祉係)

3 小災害の援助

(事業開始 昭和38年度)

「東京都小災害り災者応急援助要綱」によって、り災世帯が15世帯以上にわたる災害(全焼・流出等)で、災害救助法の適用を受けるに至らない場合、り災世帯への応急の援助として1人について毛布1枚を支給します。

(福祉政策課地域福祉係)

4 旧軍人・戦没者遺族等の援護

① 旧軍人の援護（恩給法 大正 12 年施行）

旧軍人（準軍属・軍属の一部を含む）に対する、普通恩給・増加恩給・一時恩給及び傷病年金等に関する相談を受けます。

② 戦没者遺族等の援護（戦傷病者戦没者遺族等援護法 昭和 27 年施行）

戦没者の遺族に対する、遺族年金・特別給付金・特別弔慰金等の支給申請の受け付けを行います。

（生活福祉課管理係）

5 原爆被爆者に対する見舞金

（事業開始 昭和 58 年度）

被爆者健康手帳の交付を受けている方に対し、毎年 1 回見舞金を支給します。支給額は 1 人 5,000 円です。

支給者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	50 人	49 人	46 人	41 人	34 人

（生活福祉課管理係）

6 区民葬儀

（事業開始 昭和 40 年度都から移管）

区民葬儀取扱指定店（7 店）の協力により、標準的葬儀および料金を協定しています。区民葬儀を希望する方は、戸籍住民課に死亡届を提出する際に「区民葬儀利用券」の発行を申し出、指定店に連絡のうえ利用ができます。

ア 利用実績

区民葬儀券 発行枚数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	83 枚	77 枚	124 枚	231 枚	266 枚

イ 区民葬儀料金

（ア）祭壇料金（寝棺含む）（税込）

区分	料金	区分（長尺棺）	料金
A1 券（金欄 5 段飾）桐張棺	312,180 円	A1 券（金欄 5 段飾）桐張棺	325,380 円
A2 券（金欄 4 段飾）桐張棺	259,600 円	A2 券（金欄 4 段飾）桐張棺	272,800 円
B 券（白布 3 段飾）プリント棺	136,400 円	B 券（白布 3 段飾）桐張棺	171,600 円
C 券（白布 2 段飾）プリント棺	100,100 円	C 券（白布 2 段飾）桐張棺	135,300 円

※ 満 6 歳以下の小人は、A1 券、A2 券、B 券、C 券ともに 1,100 円(税込)引きになります。

※ 祭壇を利用せず、寝棺のみ利用の場合は、次の金額となります。

なお、その場合は別途人件費が必要となります。

区 分	料 金	区 分 (長尺)	料 金
桐張棺	66,000 円	桐張棺	79,200 円
プリント棺	44,000 円		

(イ) 霊柩車運送料金 (税込)

種別	料 金		
	10 km まで	20 km まで	30 km まで
宮型指定車	33,270 円	39,320 円	45,370 円
普通霊柩車	15,570 円	19,530 円	23,490 円

(ウ) 火葬料金 (非課税)

令和 4 年 4 月 1 日改定

大 人	59,600 円
小 人 (満 6 歳以下)	34,500 円

※ この火葬料金については民営火葬場の料金です。

(エ) 遺骨収納容器代 (税込)

区 分	料 金
大人用	2 号一式 11,900 円
	3 号一式 10,780 円
小人用	6 号一式 2,530 円

ウ 区民葬儀相談 (事業開始 昭和 59 年 4 月)

区民が葬儀を行うにあたり、場所の確保が困難な方に対して、区民葬儀取扱店が無料で相談を受け付けています。

葬祭場所あっせん件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
寺	2 件	2 件	5 件	53 件	40 件
斎場	55 件	64 件	84 件	151 件	150 件
計	57 件	66 件	89 件	204 件	190 件

エ 区民葬儀利用助成 (事業開始 平成 28 年 4 月)

区民葬儀を利用した方に対して助成事業を実施しています。

助成件数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	42 件	50 件	61 件	116 件	119 件

(福祉政策課地域福祉係)

7 成年後見申立支援等

一部は介護保険制度の地域支援事業として実施

(1) 成年後見申立支援 (事業開始 後見人等報酬 平成 27 年度)

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で身寄りがないなどの理由で成年後見制度の申立が期待できない場合、区長が審判の申立を行います。また、後見人等に対し、申請に基づき後見人等報酬費用を助成します。

区長申立 件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	30件	21件	32件	27件	33件
後見人等 報酬	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	8件	15件	9件	18件	24件

(福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課・予防対策課)

(2) 成年後見中核機関事業 (事業開始 令和3年度)

成年後見制度利用促進法を受け、制度を利用するご本人にメリットのある制度活用ができるよう、ご本人、ご本人を支える後見人等や支援関係者へのサポートとして、法律・福祉の専門職による助言を受ける場や、専門職団体等の連携強化を図る協議会の運営等を通して、認知症や障害があっても、自分らしく安心して暮らせるように、地域で支える仕組みづくりに取り組んでいます。なお、事業は文京区社会福祉協議会に委託して実施しています。(268ページ及び269ページ参照)

8 福祉サービス第三者評価事業補助

(事業開始 平成15年度)

福祉サービスを利用する区民及びその家族へのサービス選択のための情報提供を進めるとともに、事業者サービスの質の向上へ向けた取り組みを推進するため、事業者が第三者評価を受ける際に経費の一部を区が補助する事業です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	13件	11件	11件	11件	14件
補助金額	3,570,120円	2,991,330円	2,915,400円	3,372,500円	3,810,660円

(福祉政策課地域福祉係)

9 社会福祉法人の許認可等及び指導検査

(事業開始 平成25年度都から移管)

主たる事務所が文京区にあり、事業が文京区の区域内のみである社会福祉法人の法人設立・定款変更等の許認可事務、現況報告徴収事務、指導検査事務、理事・税額控除証明事務などを行っています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所轄法人	7法人	7法人	7法人	7法人	7法人
実地検査法人数	4法人	4法人	2法人	2法人	3法人

(福祉政策課福祉企画係)

10 行旅病人、葬祭を行う者がいない死亡人

① 行旅病人（救護の再開 平成4年6月）

自己の生活圏を離れて旅行中に病気等で歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら療養の途を有しない人を行旅病人と言い、「行旅病人及死亡人取扱法」に基づいて必要な援護を行います。なお、日本国民及び永住者等の在留資格を持つ外国人は、生活保護を適用（準用）して保護を行うため、行旅病人として取り扱うのは、一定の条件を満たした旅行中の外国人になります。

② 葬祭を行う者がいない死亡人

ア 身元不明者（行旅死亡人）

住所・居所及び氏名の両方又はいずれかが不明の御遺体で、引取者がいないときは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づいて、死亡地の区市町村が火葬等を行います。

また、区役所の掲示板に告示をするとともに官報等に公告します。

イ 身元判明者

身元が判明した御遺体であっても、親族等が存在しないか存在しても引取りを拒否したときは、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて、死亡地の区市町村が火葬等を行います。

取扱人数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行旅病人	0人	0人	0人	0人	0人
死亡人	身元不明者	0人	1人	0人	0人
	身元判明者	18人	19人	21人	15人

（生活福祉課管理係、相談係）

11 中国残留邦人等自立支援法による支援給付

（事業開始 平成20年度）

永住帰国した中国残留邦人等の老後の生活の安定、地域の中で生き生きとした暮らしをするための支援策で、支援給付は、原則として生活保護法の規定の例によります。

<令和5年3月現在> 2世帯（2人） （生活福祉課管理係）

12 ごみの訪問収集

（事業開始 平成13年度）

ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集します。

対象者

- ・満65歳以上のみの世帯
- ・障害者のみの世帯
- ・日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯

- ・母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯
- ・その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯

利用件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	377件	390件	418件	414件	454件

(文京清掃事務所)

13 受験生チャレンジ支援貸付事業

(事業開始 平成23年度)

生活に困窮する低所得者・離職者への対策の強化を図り、安定・自立した生活を促すことを目的に、一定所得以下の世帯(生活保護世帯を除く。)の子どもの学習塾などの費用や受験費用の貸付などの相談受付業務を文京区社会福祉協議会へ委託し実施しました。

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	678件	534件	545件	586件	840件
貸付件数	79件	77件	75件	76件	116件

※令和4年度より受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者の収入要件が緩和されました。

(生活福祉課自立支援担当)

14 住居確保給付金事業

(事業開始 平成21年度/平成25年度に名称変更)

生活困窮者が自立した生活が送れるよう、離職等によって住居を失っている又はその恐れのある者の就労を支援するため、住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークと連携し就労活動を支援しました。

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単身世帯	3件	12件	356件	92件	50件
単身以外の世帯	2件	2件	110件	41件	14件

(生活福祉課自立支援担当)

15 生活保護受給者就労支援・就労準備支援事業

(事業開始 平成26年度/平成27年度に名称変更)

就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が、就労に関する基本的事項の習得、体験就労等及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施します。

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者総数	243人	213人	233人	244人	241人

就労件数	61件	53件	43件	40件	43件
自立人数	11人	13人	10人	10人	14人
面談回数	1,933件	1,759件	1,478件	1,781件	1,891件

(生活福祉課自立支援担当)

16 生活保護受給高齢者支援事業

(事業開始 平成26年度)

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、高齢者宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて、地域資源の活用など個々の実状や受給者のニーズを踏まえた支援を行います。

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問	774件	786件	796件	486件	760件
同行支援	227件	156件	158件	150件	111件

※令和5年度より介護保険の被保険者ではない生活保護受給者（みなし2号）の他法他施策の検討、居宅介護支援計画の点検、介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整、必要に応じた高齢者宅への訪問等を行うことにより、介護扶助費の適正化を図る業務を行います。

(生活福祉課自立支援担当)

17 生活困窮者自立支援事業

(事業開始 平成27年度)

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施します。生活困窮者の抱えている課題を整理・分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を作成し、この自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行います。

(2) 学習支援事業

小中学生を対象に、基礎的な学力の定着と学習意欲の向上を目的とした学習支援事業を行います。中学生については、令和2年度からオンライン授業を導入しました。また、高校生世代を対象に、学習面の支援に加え、就職や再就学など適切に進路を選択することができるような支援事業を行っています。

自立相談支援事業

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
新規相談受付	275件	245件	1,111件	408件	393件	
プラン作成	94件	56件	23件	215件	149件	
就労支援対象者	61件	40件	13件	190件	101件	
各種支援	一時生活支援事業	45件	22件	19件	26件	42件
	家計相談支援事業	31件	16件	1件	25件	38件
	就労準備支援事業	13件	9件	0件	6件	6件
	自立相談支援事業による就労支援	25件	24件	4件	177件	83件

※1 1人の支援対象者に対し、複数の支援を適用する場合があります。

※2 家計相談支援事業、就労準備支援事業は平成28年度からの事業です。

小中学生学習支援事業

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者	81人	88人	67人	62人	73人
延べ参加者数	3,728人	3,510人	2,580人	3,938人	3,429人

開催場所・日数

	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	46日	33日	31日	39日	20日
B	94日	83日	180日	299日	196日
C	91日	73日	130日	258日	121日
D	45日	54日	102日	253日	138日

※開催場所は非公開。

(生活福祉課自立支援担当)

18 避難行動要支援者名簿

(事業開始 平成28年度)

災害対策基本法に基づき、災害時または災害が発生するおそれがある場合の避難行動において特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象に名簿を作成します。

名簿の種類	掲載対象	管理・運用	
		平常時	区
関係機関共有方式名簿	<ul style="list-style-type: none"> 区が指定する避難行動要支援者の方すべて 上記以外で名簿登録を希望される方 ※対象者の詳細は以下のとおり	災害時	上記のほか、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会及び福祉サービス事業者）
同意方式名簿	関係機関共有方式名簿のうち、平常時から避難支援等関係者に情報提供することに同意した方のみ	平常時 災害時	区、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会及び福祉サービス事業者）

※対象者の詳細

<区が指定する避難行動要支援者>

以下の条件に当てはまる方は、自動的に関係機関共有方式名簿に登録されます。同意方式名簿への登録を希望される方は「同意書」の提出が必要です。

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の以下の等級の方
 - ・上肢1～2級 ・下肢1～2級 ・体幹1～3級 ・視覚1～2級 ・聴覚2級

- (3) 愛の手帳の1～3度の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- (5) 難病医療費を受給しており、日常生活全介助の方

<上記以外で名簿登録を希望される方>

以下のいずれかに該当し、登録を希望される方は、関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿に登録されます。関係機関共有方式名簿のみの登録はできません。

- (1) 65歳以上の単身世帯、または65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 要介護、または要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費を受給されている方

(防災課)

19 福祉避難所の設置

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害の恐れのある方のうち、対象者を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行います。福祉避難所は、災害対策本部が必要と認めた場合に、開設します。現在、区では、福祉避難所の整備を進めています。

対 象 者 避難所において生活が著しく困難と認められる高齢者や障害者等

開 設 場 所 区内にある特別養護老人ホーム（8か所）（令和5年4月1日現在）
 高齢者在宅サービスセンター（向丘・湯島・昭和・本郷）
 福寿ぶんきょう小石川あけぼし・花物語ぶんきょうつつ星
 介護老人保健施設（音羽えびすの郷・ひかわした・龍岡）
 グッドライフケアセンター向丘、グループホーム白山みやびの郷
 有料老人ホーム杜の癒しハウス文京関口
 福祉作業所（2か所）、障害者支援施設リアン文京、本郷福祉センター若駒の里、
 ふる里学舎本郷、東京都立文京盲学校

(福祉政策課福祉企画係)

20 文京区社会を明るくする運動

(事業開始 昭和26年度)

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こ

うとする全国的な運動です。

また、次代を担う青少年の健全育成・非行防止は重要な課題です。これらの課題に対しては、行政、関係機関・団体はもとより、住民一人ひとりが力を合わせ、積極的に取り組むことが必要です。

毎年、7月は法務省主唱“社会を明るくする運動”強調月間であるとともに、内閣府主唱「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあたり、文京区においても、より多くの区民の関心を喚起し、理解を深めていくための運動を実施しています。

ア 主催

文京区社会を明るくする運動推進委員会

【構成団体】

文京区	文京区保護司会
文京区更生保護女性会	文京区青少年健全育成会（9地区）
文京区立小学校校長会	文京区立中学校校長会
文京区立小学校PTA連合会	文京区立中学校PTA連合会
文京区町会連合会	文京区民生委員・児童委員協議会
文京区社会福祉協議会	少年補導員連絡会（4地区）
防犯協会（4地区）	文京区青少年委員会
文京区商店街連合会	東京青年会議所文京区委員会

イ 主要行事

① 文京区社会を明るくする大会

区立中学生の意見発表、区内学生の演奏やパフォーマンス等の活動発表、青少年の非行問題に関する講演等を通し、強調月間の啓発を実施しています。

② 東京ドーム周辺広報啓発活動

東京ドームの周辺において、啓発用ティッシュ、ばんそうこうを配布し、運動の趣旨を呼びかけています。

※令和4年度は、熱中症の危険のため、文京シビックセンター出入口及び周辺において規模を縮小して実施しました。

③ 文京矯正展

刑務所に関するパネル展示や刑務所作業製品の展示・販売を行っています。また、文京区更生保護女性会による古代米の販売、社会福祉法人佑啓会によるパンや加工品等の販売も行っています。府中刑務所及び公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部との共催事業です。

※令和4年度は、会場の文京シビックセンター区民ひろばが工事中により中止しました。

（福祉政策課地域福祉係）

21

かかりつけ医・在宅療養相談窓口（在宅療養支援連携相談窓口）

（事業開始 平成28年度）

区内外の医療・介護関係者、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等及び区民からの在宅療養を含む医療に関する専門相談を受け付けています。また、医療・介護関係者等との連携調整や情報提供等を行うことで、地域で医療を必要とする区民を支援しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	119件	157件	160件	159件	171件

（高齢福祉課地域包括ケア推進係）

22 文京区配偶者暴力相談支援センター

（事業開始 平成31年度）

配偶者・内縁関係・生活の根拠を共にする交際相手などから受けた暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。文京区配偶者暴力相談支援センターでは、相談員がDVに関する相談を受け付けています。お話をうかがった上で、緊急時の安全確保のための関係機関との連携やその後の生活のための相談支援などを行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	40件	79件	70件	81件

（生活福祉課）

23 文京区版ひきこもり総合対策

（事業開始 令和2年度）

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、支援関係機関と連携しながらサポートを行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
STEP事業利用件数	959件	1,217件	1,326件
ひきこもり支援センター相談件数	88件	124件	164件

（生活福祉課自立支援担当）

24 ヤングケアラー支援推進事業

（事業開始 令和4年度）

ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施しています。さらに、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対して支援を行っています。

また、ヤングケアラーの負担を軽減する支援として、家事・送迎支援を一定期間無償で利用できる利用料助成や、通訳支援を行うタブレット端末の貸出を行います。

（福祉政策課福祉保健政策推進担当）